

平成27年第4回

伊根町議会定例会会議録

平成27年12月17日（第2号）

伊 根 町 議 会

平成27年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成27年12月17日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成27年12月17日 14時00分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成27年12月17日 16時42分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	×	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 12名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	副町長	小西俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	教育次長	梅崎 良	○	
住民生活課長	上山富夫	○	会計管理者	倉 正人	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野義明	○	主 査	今岡敬雄	○	
会 議 録 署 名 議 員	2番	藤原 正人		4番	松山 義宗		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成27年12月17日(木)

午後 2時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伝建物に無料耐震診断を 佐戸 仁志
- 介護保険の利用負担割合2割の利用者の実態について 山根 朝子
介護サービスが需要に応じて提供できているか
- 府立高校の再編について 大谷 功
広域ゴミ処理施設の問題について
使用済み核燃料中間貯蔵施設立地問題について
- マイナンバー制度導入に関わる対策について 上辻 亨
- 観光について 松山 義宗
- 遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について 濱野 茂樹
町内業者育成について
フィルムコミッションについて

日程第 3 議案第79号 監査委員の選任について

日程第 4 発議第 3号 伊根町議会傍聴規則の全部改正について
(議会運営委員会審査報告)

日程第 5 発議第 4号 北陸新幹線の京都府北部都市圏を經由する若狭
(小浜) ルートの早期実現を求める要望決議

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伝建物に無料耐震診断を 佐戸 仁志
- 介護保険の利用負担割合 2 割の利用者の実態について 山根 朝子
介護サービスが需要に応じて提供できているか
- 府立高校の再編について 大谷 功
広域ゴミ処理施設の問題について
使用済み核燃料中間貯蔵施設立地問題について
- マイナンバー制度導入に関わる対策について 上辻 亨
- 観光について 松山 義宗
- 遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について 濱野 茂樹
町内業者育成について
フィルムコミッションについて

日程第 3 議案第 79 号 監査委員の選任について

日程第 4 発議第 3 号 伊根町議会傍聴規則の全部改正について
(議会運営委員会審査報告)

日程第 5 発議第 4 号 北陸新幹線の京都府北部都市圏を經由する若狭
(小浜) ルートの早期実現を求める要望決議

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会 議 の 経 過

平成27年12月17日(木)
午後 2時00分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(泉 敏夫君) それでは、ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は8名です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
2番、藤原正人君
4番、松山義宗君を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。
佐戸仁志君から、伝建物に無料耐震診断をを通告議題としていただいておりますが、本日欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により、通告はその効力を失いました。
初めに、介護保険の利用負担割合2割の利用者の実態について及び介護サービスが需要に応じて提供できているかを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。
○5番(山根朝子君) それでは、よろしくお願いたします。
介護保険がスタートして15年がたちました。介護保険料を払うことで、介護が必要になったとき、公的介護保険制度で十分な介護が受けられる、介護の社会化が進むというものでしたが、現状はどうでしょうか。
介護保険料は、京都府の平均では6,000円弱となり、高齢者の生活実態は深刻です。さらに、ことし8月から、これまで1割の利用者負担を、合計所得160万円以上の人は2割負担に引き上げられました。伊根町では、2割負担に引き上げられた人は何名いらっしゃるのでしょうか。
京都府内の事例では、2割負担証を受け取ったある方は、ご夫婦で支援を受けておられましたが、生活が大変ということで、妻のサービスだけにして、自分のサービスを中止されたということです。伊根町では、このような事例は生まれていないのでしょうか、実態を伺います。
2つ目の質問に入ります。
2014年6月、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の成立により、介護保険が改定され、2015年4月から順次施行されています。
具体的には、要支援1・2の人への訪問介護と通所介護を予防給付から外して、地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行させることです。全国一律の基準である予防給付から地域支援事業への移行で、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる、またサービスの提供をNPOや住民ボランティアがかかわることで多様なニーズにも対応でき、サービスの充実と費用の効率化が同時に図れると説明されています。
これまで、ホームヘルパーの資格を有している人のみ、介護予防、訪問介護のサービスを提供することが可能でしたが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスでは、ホームヘルパーの資格を有していない雇用労働者やボランティア等もサービスを提供することが可能となります。
住民の力に依拠することは一概に問題だとは言えませんが、介護保険にかかわる国の拠出を減ら

すために、要支援1・2を介護保険から外し、その穴埋めを市町村に押しつけてくるやり方では、市町村でのサービスの格差が生まれてくるのが懸念されます。

高齢者が生き生きと元気で暮らせるために、また移行期のはざままでサービスに欠ける人が出ないように、体制やシステムをしっかりと作り上げていってほしいと思います。

また、ひとり暮らしの高齢者などは、要支援のレベルであっても、デイサービスでの食事により栄養が保持され、入浴により清潔が保たれるという高齢者もいるのではないかと思います。総合事業の対象者の選定は、チェックリストを用いた安易な形での判定ではなく、一人一人の高齢者の実情を把握して、不利益にならないように運用していくことが必要であると考えます。

家族の介護のために退職する介護離職は、2012年では年間10万人を超えるなど深刻です。安倍総理は、介護離職ゼロを打ち出し、1億総活躍社会に向けた緊急対策では、介護の施設整備目標を現在の38万人分から50万人分へと引き上げましたが、介護業界は低賃金、重労働で、慢性的な人手不足が続いています。そんな状況で建物をつくっても、職員が確保できなければどうしようもありません。

また、これまで推し進めてきた施設から在宅への方針のもとに、医療や福祉が連携して地域で住み続けられる仕組みをつくってきたのに、今回の施設整備の方向転換は一貫性がなく、介護分野にかかわる人たちだけではなく、利用者や家族にとっても、介護保険への不信任感、不安感を抱かせるものになるのではないかと考えます。

4月の介護報酬の改定では、認知症の高齢者やみとり介護、リハビリなどの中重度者への介護報酬はふえましたが、専門の資格を持った人の配置などは今でも少ない人員配置の小規模事業所ではできず、収入をふやすことは難しい状況になっています。

また、要支援の方の介護報酬が減らされたことから、全国的に見ると、要支援者を受け入れてきた地域密着型の小規模デイサービスは大幅な減収になっています。新たに要支援の人を受け入れると、報酬が少なくなり経営が成り立たなくなるため、受け入れたくても受け入れは難しいという事業所の実態があります。

中央社保協のアンケートでは、小規模デイサービスの3割が撤退した自治体もあると報告されています。民間信用調査会社の調査でも、1月から10月までで、全国の老人福祉や介護事業所の倒産は62件で、介護保険制度実施以来、過去最悪となっています。その7割が小規模事業所です。事業所の倒産や閉鎖、受け入れ不可で行き場をなくした人が出てきています。

町内や近隣の介護事業所でも、運営や経営は厳しいものがあると思います。伊根町では、居宅サービスの利用者が70%弱を占めています。中でも、通所系のサービスの利用者が、要支援、要介護ともに多いようですが、ある人は、デイサービス週2回を3回にふやしたいと相談したが、あきがないので難しいと言われた、またある人は数カ月先でないとデイサービスを利用できないと言われたとおっしゃっていました。

需要に応じた介護サービスの提供が適切になされているのか、実態を伺いたいと思います。

また、サービスに欠けることがないように、どのように対応を考えられておられるのかもお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

最初に、1点目の介護保険の利用負担割合2割の利用者の実態についてでございます。

議員申されるとおり、65歳以上の方の合計所得が160万円以上となりますと2割負担となります。ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや、65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が低いケースであることを考慮し、世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は、これは1割負担になります。

該当者は、全国の65歳以上の方のうち、所得が上位20%の水準、介護サービスを利用されている方では在宅で15%程度、特養入所者で5%程度と推測されております。これは、全国の話であります。

伊根町では、介護認定を受けておりました2割負担となった方は、ことし8月の段階で5名でござ

ざいます。この方々のうち3名は、もともとサービスを利用されておりません。利用されている2名の方も、2割負担になったことにより、必要なサービスを減らすというようなことはされておりません。よって、議員おっしゃるような影響は、町内では発生しておりません。

次に、2点目の介護サービスが需要に応じて提供できているかのご質問でございますが、伊根町では、確かにサービスを提供できる資源や基盤が少ない現状にあります。

ショートステイでは利用日数を控えていただいたり、通所介護は、要支援の方だけでなく要介護の方も利用を待っていただくような現状が間々見られております。

しかし、ショートステイにつきましては、我慢してもらっている部分もあるわけでございますが、ある程度、近隣市町の施設を利用することで、何とか必要な部分は提供できているように思っております。

また、推計ではございますが、今後、高齢者数は減少していく傾向にございます。現状で町内にサービス事業所をふやすということは、なかなか当町だけの考えでは困難であろうかなと思っております。

また、福祉人材につきましては、何とか人員配置基準は満たしているものの、慢性的な人手不足は否めない状況でございます。今後も、サービス提供事業所と協力して、福祉人材確保に向けた研修会、そしてヘルパー養成講座の開催を検討してまいりたく考えております。

また、介護保険法の制度改正により、要支援1、要支援2の方が利用する通所介護と訪問介護が平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業として市町村事業に移行されるため、現在、行政、サービス提供者、福祉関係団体やNPO等関係者で、どのような介護サービスがどの程度必要か、費用はどれくらいで、利用者負担はどれくらいの水準がよいのか等々、今、協議を重ねているところでございます。

また、今後の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、ボランティアの協力が大変重要となってまいります。ボランティアの人材確保については、伊根町社会福祉協議会がボランティアコーディネーターを配置しておりますので、伊根町社会福祉協議会とともに連携して取り組んでまいりたいと考えております。

私の手元には、正確な数字は、まだちょっと現状は持っていないんですけれども、以前、私が議員をしておりました時代、伊根町のボランティア、社協の副会長もありますので、そのときに、人口が3,000人おったところに300名、1割おったんですね。現状でも、今、伊根町の人口2,300人であります。その1割の230名近い方は、ボランティアを登録されておられると思います。何とか、その皆さんと協力をしまして、頑張ってもらいたいと思っております。

また、小まめに、先ほど言いました、簡単に数字的なんでもどうこういうんじゃなくて、一人一人をというお話がございました。本当に、民生委員さんも全部で18名、各地区たくさんおられました、本当に親身になって見ていただいております。そういう方の情報もしっかりと取り入れて、頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 政府の方針がいろいろと変更していく中で、サービスの提供事業者も利用者も家族も、本当に右往左往させられているという状況かなというふうに思っています。

介護保険は、そもそも住みなれた自宅で、その利用者の力を生かして、サービスは選択できるというのが基本理念です。

地域の誰もが、自分の特技をちょっと生かして、そういう形でボランティアができるとか、それから地域の中でのボランティア、それから団体のネットワークをつくるとか、本当に行政がしなくちゃいけないことというのは、そういう大もとのところをしっかりとシステムづくりをしていただくということだと思いますので、そういうみんなが、力が、知恵と工夫が出し合える、そういう工夫を行政のほうに求めまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、府立高校の再編について及び広域ゴミ処理施設の問題について並びに使用済み核燃料中間

貯蔵施設立地問題についてを通告議題として、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、質問に入らせていただきます。

まず、京都府教育委員会が進める京都府立高校再編・統廃合計画について伺います。

京都府教育委員会は、ことしの8月から9月にかけて、生徒減少期における府立高校の在り方検討会議を開催したと聞いております。

そこでは、生徒減少数から統廃合が最も想定されるのは丹後地域であること、最小規模学級を3学級にすることを前提に、統廃合のあり方を模索すべきなどの議論が行われました。

今後、11月から各地で検討を行い、本年度中に計画を策定するという予定であります。

このことは、早ければ再来年の高校入試に向けて、来年の8月には公立高校の募集要項が発表され、現在中学校2年生の入試から急激に統廃合が行われるということでもあります。

丹後各地から、加悦谷高校がなくなるのでは、網野高校も危ない、分校が廃校になるなどのうわさが出ています。地域から高校がなくなることは、子供たちにとって大きな影響を及ぼす重要な問題であります。

普通高校の統合も伊根中学校生徒には大きな問題ではありますが、今回は、宮津高校伊根分校に限って質問をいたします。

宮津高校伊根分校は、昭和23年9月に伊根小学校内に、教員は京都府で、施設整備は伊根、朝妻、本庄、筒川、養老、日ヶ谷の橋北六ヶ村により設置をされました。昭和27年11月、現在地に校舎を移転し、昭和33年には伊根分校組合会議が設置をされています。そして、今日まで、勤労体験学習や大学検定制度を導入したり、清掃活動などのボランティアや文化祭に老人会を招待するなど、生徒の少人数の利点を生かし、特色ある教育が進められてきました。こういう教育は、やり終えたときの生徒の成長は大きく、教育効果が高いと言われていました。

現在、伊根分校の生徒36名中、伊根町出身の生徒は2名と聞いていますが、歴史的にも多くの人材を輩出し、その果たしてきた役割は大きいと思います。

また、他町の生徒が卒業後に伊根に定住している実績もあります。

分校は、なくしてはならないと私は思っています。地域に根差した魅力ある学校づくりや、生徒や父母、町民、行政を含めたみんなと伊根分校のあり方や役割を再認識して、地域に根差した魅力ある分校やまちづくりへの期待などを込め、伊根町と分校の連携で、柔軟で新鮮な若い知恵と力を引き出すような授業もこれから取り入れていく必要もあると思っています。

これから統廃合が検討されるという伊根分校についての町長さんのお考えを伺いたいと思います。

次に、宮津高校伊根分校のトイレが、いまだに簡易水洗のみで水洗化されておりません。また、水が外部から便槽に入り、すぐに満タンになるようであります。1週間に1回、くみ取りをしなければならないというようなことも聞いております。そして、女子トイレも、入ると身動きがとれないほど狭いものになっています。

伊根分校は、京都府の建物と組合の建物とがあり、便所は組合の建物ではないかと思うわけですが、組合議会を開き、水洗化について予算要望し、水洗化を早急に実現する必要があると思います。教育長さんの考えを伺いたいと思います。

次に、広域ゴミ処理施設の問題について質問いたします。

平成25年11月、宮津与謝地域広域ごみ処理基本計画に基づき、新たなごみ処理施設の整備が検討され、ごみの処理方法として、ストーカ方式プラスバイオガス化方式を採用することになっています。

兵庫県養父市と朝来市の2市で構成される南但クリーンセンターと同じ型の設備であると聞いています。

南但クリーンセンターは、稼働して3年が経過していますが、設備の不具合や事故などで改修、改善が続発しております。宮津与謝でのこの設備導入には、再検討が必要ではないかと思っています。

問題の第1は、バイオガス化発電装置の実績が少ないことでもあります。

株式会社タクマでは、南但クリーンセンターで1例目。ここでは、故障、事故でまともに運転ができていません。川崎重工は、山口県防府市で1例目。そのほかには、その施設の実績はありません。

ん。そのせいなのか、完成されたシステムとは言えず、南但クリーンセンターは、不具合や事故による改修、改善を余儀なくされ、3月には爆発事故が破碎選別装置で発生をし、これまでもバイオガス発酵槽、ガス発電機などで不具合がたびたび起きています。重要な箇所でのトラブルを頻発させてきたのがこの3年間の実態だと現地の報告を聞いています。

2点目は、メタン発酵原料のほとんどを占めるのは、生ごみ、紙類で、一旦施設が稼働すると、安定的なバイオガス回収のために、その確保が問題となります。

町民は、ごみの減量、資源化に取り組んでいるのに、この取り組みが進むことでバイオマス発酵に支障を来し、発電効率が低下するシステム、つまりこのごみ処理装置がごみ減量の足かせになります。資源、エネルギー的に見ても、経済的にも優先すべきごみを出さないという取り組みが、後に追いやられていくことが懸念をされます。

3点目は、電力を売る売電はどうかというと、売電収入より支払うべき電気代が多く、南但クリーンセンターでは赤字の累計額は1,720万円になっており、発電施設といいながら消費電力のほうが多い、電気食い施設のようであります。バイオ発電のために多量の電力を消費しているのかという環境負荷の面からも問題を指摘したいと思います。

4点目は、ランニングコストが、最新鋭の売電施設をつくったために、南但クリーンセンターでは従来より2倍になっている点であります。

また最後に、参考にですが、横須賀市では、当初、住友重機との協働研究による実証試験を行った事業評価を踏まえて、バイオガス化と焼却を組み合わせた処理の導入を進めるごみ処理広域化基本計画がつけられました。その後、その再検討を行うごみ処理施設整備検討委員会がつけられました。そここのところの評価では、経済性、運転の安定性において、全量焼却処理のほうが優位で、総合しても全量焼却方式のほうが優位となり、バイオガス化と焼却を組み合わせた処理を導入しないことが適切であると結論づけています。

以上のようなことから、宮津与謝広域ごみ処理施設について、再検討が必要ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

最後に、使用済み核燃料中間貯蔵施設立地問題についてであります。

関西電力は、11月20日、貯蔵の限界が近づいている使用済み核燃料対策として、福井県外に2,000t規模の中間貯蔵施設を新設することを公表いたしました。2020年までに場所を確定させ、30年ころには操業を始めるとしています。

候補地の条件についても言及をし、福井県外、港があること、関電発電所の敷地内と言われている。京都府内でこの条件に合致するのは宮津市と舞鶴市で、反対運動が住民に広がっています。

宮津市では、ふるさと宮津を守り育てる条例を全会派で可決をし、事実上、立地拒否の姿勢を示し、舞鶴市長も打診があれば断ると拒否を明言しています。綾部市長も反対を表明されています。山田知事も、関電から説明があれば、その気はないと伝えなければならないと発言をされています。

また、宮津市長は、12月9日、高浜原発30キロ圏内で唯一原発再稼働反対を表明されました。残念ながら、宮津市長さんは、先日、これを撤回されたようですが、しかし京丹後市長も原発再稼働、中間貯蔵施設ともに反対を表明されています。

そういう自治体の反対の動きや住民運動の高まりで、12月12日、関電社長は、宮津、舞鶴には中間貯蔵施設は建設しないことを明言されました。

しかしながら、社長は、県外であらゆる可能性を検討する、不退転の気持ちで頑張りたいとして、立地決定を急ぐ考えを示されています。

原発が全く動いていない中で、電力は足りていることがここ数年証明をされました。高浜原発の再稼働がされれば、核廃棄物がどんどんつくられ、再稼働しなければ核廃棄物の中間貯蔵施設は必要ありません。再稼働を許させないことこそ、核廃棄物の中間貯蔵施設を近隣市町どこにもつくらせない最大の保障となります。

きょうのところは再稼働についての町長の意見は求めませんが、この中間貯蔵施設は伊根町に白羽の矢が刺さることもなきにしもあらず。伊根町でも明確な反対の姿勢を示し、京都府に原発施設はつくりたくないとして連携して運動を進めるべきと思いますが、町長のご意見を伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

最初の府立高校の再編につきましては、教育長のほうからお答えさせていただきたいなと思います。その上で、必要であれば私のほうからも補足させていただきますし、私の意見のほうも、また述べさせていただきたいなと思います。

それでは、私のほうからは、広域ごみ処理施設建設に係る処理方式についてからお答えをいたします。

議員から、バイオガス化方式を導入された兵庫県の事例として、施設の不具合や事故などが続発していること、また発電量も予定どおりでないことから、別システムへ変更する必要があるのではないかとのご質問でございます。

1つ目の課題とされている兵庫県での事例、南但クリーンセンターでございますが、事故と不具合についてであります。

事故については、バイオガス化システムに直接起因するものではなく、システムを中心とするメタン発酵槽に投入する前段の破碎選別処理装置に、家庭系ごみに混入していた大量の新品同様の使い捨てライターが固まりで処理されたことが原因でございます。

この事案を受け、南但広域の圏域では、従来は使い捨てライターのごみ分別区分として、ガスを使い切った後は可燃ごみとして搬出することとなっていました。事故を契機に不燃ごみへと分別区分を変更されたとのことでございます。

当宮津与謝地域においては、使用済み使い捨てライターは、今までから不燃ごみ、燃やさないごみとして区分されており、導入予定のバイオガス化施設で処理することにはなっておらず、心配はないものと考えております。

また、複数回起こったとされる施設の不具合については、初期稼働に伴う不具合の調整などが主なもので、その後、プラントメーカーにより、瑕疵担保として部品交換や改善策が講じられ、既にトラブルは解消されたと伺っております。

次に、2つ目の課題とされている発電量とランニングコストについてでございます。

新施設で計画されておりますメタン発酵に必要なごみとしては、可燃ごみのうち、生ごみ、湿った紙類などが主な原料となりますが、当地域では可燃ごみの収集形態は現行どおりの予定であり、生ごみの収集量にも大きな変化はなく、安定したメタン発酵が可能であると考えております。

また、当地域において、いずれの市町ともごみの減量化を推進しておりますが、少なくとも生ごみなどについては大きく減少することはないと、人口減少を見込んだとしても、計画期間中の発電に大きな影響を及ぼすものではないものと推計しております。

確かに人口減少はございますが、海の京都ということで、我々も観光振興とか大変頑張っております。京都縦貫を通じて、おおむねこの施設も3割方観光客も増加しております。逆に、生ごみのほうもふえていかないと心配しておるところでございます。

兵庫県の事例では、不具合等により発電量が減少したことなどから、旧施設と比較するとランニングコストが高くなっているとのことですが、今回計画しております新施設では、発電量の低下はプラントメーカーの対応により懸念はなくなるものと考えており、売電による経済性は確保できるものと見込まれております。

バイオガス化システムを導入することにより、事業運営状況が悪化し、その結果、住民負担が増加することはないものと判断しております。

いずれにしても、1月に予定されている新たな広域ごみ処理施設に係るプラントメーカーからの技術提案には、こうした対応を踏まえた技術的視点、経営的視点からの内容が提案され、環境組合の事業者選定委員会で適正に審査されるものと考えており、システムを変えることについては考えておりません。

次に、使用済み核燃料中間貯蔵施設立地問題についてお答えを申し上げます。

この問題に関しましては、いろいろと臆測が流れていたわけですが、議員おっしゃいましたとおり、また報道にもございました去る12月11日、その現状に鑑み、関西電力の八木誠社長が山田知事と府庁で面談し、使用済み核燃料中間貯蔵施設について、地元の同意なしに進めることはないとの考えを説明されました。

少し、やりとりの抜粋ではございますが、ご紹介を申し上げますと、関電、「弊社としては、発電所の敷地内を中間貯蔵施設の候補地の条件とはしておりません。中間貯蔵施設の立地に当たっては、地元の皆さんの協力関係、信頼関係を大切に、ご理解を賜ることが何より重要であり、地元の同意なくして立地を進めることはありません。舞鶴市長様、宮津市長様のご意向や多くの市民の方々のご心配、ご不安をおかけしている状況に鑑み、舞鶴発電所、宮津エネルギー研究所での中間貯蔵施設の立地は考えておりません」、知事さんのほうからも、「京都府では受け入れることはありませんよということをおっしゃっておりますし、舞鶴市、宮津市への貯蔵施設の立地はあり得ないということですのでよろしいですね」、関電さんからは「はい」というお答えを頂戴しております。

そうでありますから、他の市町と連携した反対運動というものは必要ないのではないかなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 大谷議員さんの府立高校の再編についてのご質問にお答えします。

町長さんからということもありましたが、私のほうからは、教育委員会としまして、高校再編は教育内容にもかかわること、そしてご質問にありました果たしてきた役割等々含めて、今後の高校教育への思い等々含めてお答えします。

伊根分校の果たしてきた役割は、戦後、国が荒廃し、経済、生活、疲弊しておりました。再建を第一義に考えて、国民挙げて、力を合わせて人材育成、そして経済の復興等々を組織的、計画的に行うスタートの時点の昭和20年代前半、この伊根町においても、第一次産業の農業、そして生産業を中心にして、企業等々含めて頑張ろうという気持ちで考えた末に、義務教育の後の中等教育をどうしていくんだ、そして地域を支える人材をどうしていくんだという先人の熱い思いの中で、6カ村含めて、あるいは京都府、国を挙げてお世話になりながら、何とかここに中等教育の基礎をつくりたいという願いのもとに、許可を受けて、ここに学校が設立されたわけでありまして。

その間、20年代、30年代、40年代にかけて、宮津高校伊根分校を卒業した私たちの先輩、先人は、この伊根町に足跡を残したと思っております。

その一つが、農繁期、漁繁期等々は漁業あるいは農業に従事しながら、仕事をしながら、農繁期、漁繁期に、そして学校に通うという大変な努力の中で人材が育ってきたというように思っております。そういう長い歴史、とうとい先人あるいは先輩、そして先生方の努力を引き継ぐということは大事なことだろうなというように思っております。

ただ、丹後半島一円を見ますと、児童生徒数が急激に減っております。では、それをどうしていくのか、学校のあるべき姿あるいは高等学校の教育のあるべき姿をどうしようということで、鋭意、今、京都府を中心にしまして検討会議を行っております。

そういった中で、京都府、宮津市へ要望、協議し、設置してきた今の状況、伊根町はもとより、橋北、丹後半島一円における高校教育の土台としてきた自負、そして京都府も行政側も責務があるだろうというように思っております。

今後、宮津与謝地方の高校教育をどうしていくのかというように考えたときに、管理運営につきましては、宮津市と伊根町において定時制高等学校伊根分校組合をつくり、事務局を当町が持ち、府と連携して管理運営、維持をしてきておりました。昭和38年に校舎が完成、そして昭和41年に体育館、約50年がそれぞれ経過をしており、校舎等の老朽化が著しく、また耐震化もできておりません。あるいは下水道も未接続の状況であります。

今後も高等学校が存続することとなれば、生徒の安全・安心を確保する観点等からも、耐震化あるいは老朽箇所の修理、下水道接続も必要となり、多額の予算も必要となることから、平成13年度から休止しております組合議会を新たに招集し、協議が必要となってまいります。

しかし、伊根分校における過去10年間の市町村別生徒数の推移を見ますと、平成21年度ごろまでは、伊根町在住の生徒が七、八名在籍していましたが、以後、徐々に減少し、平成25年度から今年度までは2名となっております。

今年度は、生徒総数が38名と聞いております。市町別では、宮津市13名、与謝野町が23名、伊根町2名という現状であります。宮津市、与謝野町からの通学が全体の9割を超えている現状で

もあるわけです。このことから、宮津市と当町で組合を維持、管理運営していくことに公平性が欠けているとの指摘もあります。

当町における伊根分校の果たす役割ももとより、宮津与謝地域における高等教育において、諸事情により、宮津高校あるいは海洋高校、加悦谷高校など府立高などに就学できない生徒の学びの場あるいは受け入れの場となっていることなどから、伊根分校が必要とされる大きな要因となっていると思っております。

宮津市、与謝野町からの通学が9割を超える現状は、伊根分校へ通学してくる生徒を持つ保護者の負担は大きく、また当町における生徒数も少数である現状を見ますと、当町のみ都合で現在地に学校存続を要望することが適切であるかは、ひとつ考えなければならぬと考えております。

現在、府立高校の再編について、京都府教育委員会では、生徒減少期における府立高校の在り方検討会議を設置され、教育効果を高めるために必要な学校規模や適正な教職員配置あるいは場所の配置、地域における府立高校の果たす役割などについて議論を重ねております。その中で、生徒数の減少が著しいこの丹後半島、特に府北部地域において、府立学校、市町あるいは市町（組合）教育委員会、保護者をはじめとする地元関係者の方々から意見を聞く場として、新たに丹後地域における在り方検討会議を設置されると聞いております。年度の途中になるわけですが、年明けて活動に入るのかなど期待しているところであります。

具体的な計画を策定するに当たって、地元説明会とかパブリックコメントを実施するなど、広く府民の皆さんのご意見を聞きながら、具体的な方向性の検討を進め、平成28年度の夏ごろを目途に、中長期的府立校のあり方の計画を策定される予定であると聞いております。

少し蛇足になりますが、現在、38名通っておりますが、その子供たち、喜んで学校に来ております。中学校、小学校のときに不登校ぎみだった子供さんも、頑張って4月から来ております。そして、いろんな施策を考えながら、進級、そして卒業へ向けて4年間頑張るというシステムを、校長先生、副校長さん、そして教務主任、そして先生方が、いつも毎月検討会議をしながらやられているのも報告を受け、私も実際行かせてもらって確認をさせていただいているところであります。

この検討会議の中で、現在地に伊根分校が必要とされるということであれば、現在の組合運営や校舎、体育館の所有権などを整理し、府立高校という本来あるべき姿で存続されることが望ましいと考えます。

したがって、この中長期的計画の中でどのような整理がなされ、提案されるのか、見守っていきたくて考えております。

次に、宮津高校伊根分校のトイレの水洗化にお答えします。

現在の伊根分校のトイレの状況につきましては、連絡を受け、現地確認をして、承知をしております。

先ほど、高校再編計画を答弁しましたように、京都府教育委員会が策定する中長期的計画の中で、現在地に伊根分校が必要とされるのであれば、生徒の安全・安心を確保するために、トイレ改修をはじめ漏水箇所の修理や下水接続、耐震化に向けた整備が必要となってまいります。

しかし、高校再編の協議が進んでいる現状では、トイレの改修、下水接続は行わず、トイレに限って言えば、トイレくみ取り料が高額になった場合には、宮津市と協議を行った上で、伊根分校組合予算からくみ取り料を負担することで対応してまいりたいと考えています。

現在、4月から、一定、今の予算の中でき取りを行えばできるというように聞いております。

繰り返しとなりますが、京都教育委員会が示す府立高校の中長期計画が策定されれば、学校再編の姿が示されますので、計画の策定を受けた後、今後の方向性を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それではまず、ごみ処理施設の問題についてですが、南但クリーンセンターの故障なんですけれども、この3年間で35回故障があったというふうに聞いておるんですが、まだ、いまだに26年も故障が続いておらしいです。これは、ほんまに初期の故障だけではなくて、まだ未完成な技術だから出ているのではないかなというふうに感じておるわけですが、そこらはどうなのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目の中間貯蔵施設です。

関電さんは、舞鶴と宮津につくらないというふうに明言されたということで、運動する必要はないというふうに言われたんですが、伊根町長さんはどう思うのかということをお聞かせしてほしいと思うんです。先ほども言いましたが、伊根町に白羽の矢が刺さることがなきにしてもあらずかなというふうに思いますので、そこらのお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目の高校定時制問題ですが、在り方検討委員会が来年設置されるということでございますが、そこで伊根町としてはどういう発言をされようと思われているのか、教育長は伊根分校について、あってほしいと思っているのか、もしお聞かせ願えればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先ほども申し上げましたが、プラントメーカーにより、瑕疵担保として部品交換や改善策が講じられ、既にトラブル解消されたと伺っております。

そしてまた、議員がおっしゃっておられるいろんな不具合というのは、バイオだけじゃないですよ、ストーカ部門も含めてのいろんなことがあると思いますので、その辺のことは大丈夫じゃないのかなと思います。

それと、これはちょっと余談になるかと思うんですけれども、確かに新しいストーカ・プラス・バイオということで、バイオの部分が新しい技術だと思います。

これ、私の見解なんですけれども、これからという時代に、これからの時代に、確かに簡単ですね、燃やしてしまえば、溶融炉みたいに何でもかんでも、自転車だろうが何だろうが放り込んで燃やしてしまったら簡単ですね。ですけど、方式としては簡単かもしれないけれども、そうじゃない、これからの時代は、やはり。選別すべきものは選別する、油はどんどん吸い込んで、水気のあるものまで一緒に燃やすなんてことは不合理やと思いますね。私、こういう方式というのは、やっぱり採用していくべきじゃないのかなと。

確かに、私個人ではわかりませんね。それは、それ相応の学者の先生方や皆さん、またいろんなところの研究させていただきながら、DPOというPFIに似た形でやっておりますので、それぞれ業者の皆さんからもすばらしい提案をいただきながらやっていかせてほしいなと思っております。

懸念だとは申しませんが、そら何かはあるんでしょうけれども、そんな大きなものはないんじゃないかと、そのように私は認識しております。

また、核燃料の中間貯蔵施設の立地問題でありますけれども、ないとおっしゃっております。

宮津市や舞鶴市は、関電さんの用地がござりますよね。海もございまして、そういう可能性があるということなんですけれども、そこでないのが伊根町へ来ようがないと思っておりますし、知事もおっしゃっておられるように、京都府内では受け付けませんよということにははっきりおっしゃっておりますし、そこはもうお互いの合意がとれているものであろうかなと思っております。

そして、定時制高校の問題なんですけれども、私、今回、一言申し上げますと、議員おっしゃいますとおりですけれども、かつては確かに定時制高校の存在価値というもの、そういうものがあつたんだと思いますね、教育長が説明されましたけれども。

でも、現状として、定時制高校の位置づけというものが大変変わってきたなと思っております。

私、思いますには、現状は不登校ぎみの生徒であったり、また学力や情緒的に問題のある生徒、そういう子たちの受け皿のように思っております。

先ほども説明がありました各界・各層の人間が集まった在り方検討会議というものが招集されます。その会議の中で、答申が出るんでしょうけれども、中長期的な計画の判断が出されます。基本的に、私はその判断には従うつもりでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、そういう子供たちの場として必要であろうかなと、そういう意味合いにおきまして、定時制高校の必要は、1市2町に1つあつてもしかなるべきじゃないかなと、私はそのように思います。

当町で引き続き存続をさせるならば、教育長も述べましたように、府立高校としての本来のあるべき姿が必要であります。要は、あの校舎では無理です。私は、全面改築していただかなければい

けないと思います。それができないのなら、同等のことが可能な施設、場所を確保すべきに思います。その場所が必ずしも伊根町でなければいけないというふうには私は思っておりません。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 私の質問で、言葉足らずだったのかもわかりませんが、ごみ選別については、私も必要だというふうに思っております。何でも燃やせというふうに言ったのではございませんので、そこだけご理解いただいて、私の質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、マイナンバー制度導入に関わる対策についてを通告議題として、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） それでは、マイナンバー制度導入に関わる対策について、通告書に基づいて質問させていただきます。

平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立しました。

このマイナンバー制度は、国民一人一人に新たな12桁の番号を割り当て、氏名、住所、生年月日、個人所得、納税実績、年金などの個人情報とその番号で把握し、管理できるようにするものがあります。中長期滞在の外国人や法人にも番号が割り当てられます。

番号を利用することにより、効率的な情報の管理や利用を可能にするための社会基盤であり、行政運営の効率化、行政分野における公平な給付と負担の確保など、国民の利便性の向上を図るのが目的とされております。

また、今回のマイナンバー法では、対象範囲は主に税と社会保障分野における行政事務に限定されておりますが、法の施行後3年目をめどに利用事務の拡大を目指すことをマイナンバー法の中で明言していることから、平成25年5月に国会で成立したことを受け、平成28年1月以降の利用開始に向けて準備が進められているものと認識しております。

この制度は、実際の業務に大きな影響を与えるだけでなく、民間分野においても深く浸透し、国の重要な社会基盤にもなっていくだろうと言われております。

そこで、自治体の責任として、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた利用施策を実施することが求められます。附則として、この機会に自治体のクラウドを促進する条項も盛り込まれております。

また、このような制度は、実際の業務やシステムのあり方など、自治体経営のあり方にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

この制度については、既に導入している先進国でのなりすまし犯罪、そして情報漏えい被害なども報告されておまして、今後起こり得るようなさまざまな問題点もしっかりと把握した上で進めていかなければならないと考えます。

当町でも、11月下旬、個人番号が書かれた通知カードが届きました。個人番号カードの交付を希望する方は、6カ月以内に顔写真を添付し送付するか、スマートフォン等でQRコードを読み取り、いずれかの方法で申請しなければなりません。

当町には、写真屋もなく、高齢者の方や障害のある方もおられます。交付困難な方への住民サービスとして、各地区へ出向き、マイナンバー制度についての説明と手続等の対応を考えますが、町長の考えを伺います。

また、安全対策については一番心配なところではありますが、個人情報を扱っていく上で、これからマイナンバー制度を導入するためには丁寧な説明を行っていくことが必要であると考えます。個人情報のセキュリティー対策はどのように対応されるのか伺います。

最後に、システム改修をはじめ、この制度にかかった町の費用はどれぐらいか、また費用対効果についての見解もお伺いいたします。

以上の質問について答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、マイナンバー制度に係る説明と手続に関する対応についてでございます。

平成25年5月24日に国会で成立しました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、来年1月から番号の利用がスタートすることとなり、当町においても、先月下旬から各世帯にマイナンバー通知カードが届けられたところでございます。

ちなみに、配達できずに伊根町で保管している封書は55世帯分でございます。うち、宛名見当たらずというものが30件、それから受け取り拒否というものが2件でございます。そういう状況でございます。

マイナンバー制度は、国の施策として導入された制度であり、個人番号カードの取得について交付申請手続を勧奨しているところでございますが、取得を強制するものではありません。また、個人番号カードの利用目的は、身分証明書としての利用のほか、インターネットで行政手続等をする際の電子証明書としての利用など、現時点では限定されたものとなっておりますので、今すぐに必要だという方は少ないものと考えております。

町民の皆様には、まずは自身の生活実態を振り返り、ご家族や親族等とも話し合っただき、個人番号カードが必要かどうか検討していただきたく思います。その上で、個人番号カードが必要ということになりましたら、まずはご家族等の支援も受けて、自力で手続をしていただきたいと思います。

申請手続に期限などは設けられておりませんので、必要となった際に余裕を持って手続をしていただくことで問題はないものと考えております。

先ほど、議員、何か6カ月以内とおっしゃいましたけれども、6カ月以内の顔写真を添付するので、期限は6カ月以内ということではなかろうかと思っております。

町民の方からの証明写真を含めた申請手続についてのお問い合わせは、1日に1件あるかないかという状況でございます。今までの相談延べ件数は十数件であり、カードの交付を希望される方については、特に問題なく手続していただいているものと考えております。

ただし、手続について、不便さによる要望が今後ふえていくようであれば、何らかの支援を検討したいと思います。例えば、高齢者世帯において、町内に写真屋さんがないことから、町がかかわって証明写真を作成するというようなサービスの実施も考えられます。今後、写真に関しての要望が多く寄せられるようであれば、実施方法等を検討させていただきたいと思います。

しかしながら、このような支援につきましては、行政サービスの公平性の観点から慎重に検討させていただきますと思っております。

また、障害のある方や高齢者の方々への制度に関する説明会の開催についてでございますが、テレビや新聞報道、また5月に各戸配布をいたしましたマイナンバー制度のパンフレット等に記載された内容のほかに特段に説明することがないこと、また、さきに説明いたしましたとおり、町へのお問い合わせが特別多くないことから、現時点では開催の予定はしておりません。

今後とも、住民の皆さんからのお問い合わせに関しましては、窓口はもとより、広報でのお知らせなどを通じ、引き続きわかりやすく説明し、丁寧な対応をしてまいりたく考えております。

次に、2点目であります個人情報のセキュリティー対策についてでございます。

マイナンバー制度の導入に当たり、用語が新たに定義づけされました。個人番号を含んだ個人情報を「特定個人情報」と定義し、この特定個人情報に関しては、より強固にセキュリティーを保つように法令で定められております。

また、本年10月5日には、マイナンバー制度の施行日を迎える以前に、国から各市町村に対し、10月5日までに特定個人情報を扱うネットワークをインターネットから切り離すようことの指示がございました。

本町では、この指示に従い、特定個人情報を扱うネットワーク、このネットワークを基幹系ネットワークと定義しておるわけでありませぬけれども、このネットワークを新たに整備し、この基幹系ネットワークをインターネットから切り離す作業を行っております。

基幹系ネットワークには、住基システムや障害者福祉システムなど特定個人情報を扱う行政事務に特化したシステムが接続されていることから、基幹系ネットワークとは別に、メールやグル

一ソフトウェアといった事業所としての内部事務処理を行うシステムが接続された情報系ネットワークも整備しております。そして、この情報系ネットワークからインターネットへ接続できるように設定しておりますが、直接インターネットには接続せずに、一旦サーバーを経由してインターネットへ接続しております。このため、もし端末がウイルス感染したとしても、インターネットを通じてデータが流出しないような、そのような対策を行っているところでございます。

次に、3点目のマイナンバー制度の導入に係るシステム改修費用についてでございます。

システム改修は、平成26年度から始まっており、平成26年、平成27年、合わせて1,019万6,800円の予定でございます。なお、本事業は国からの補助金対象となっておりますので、平成26年、27年の合計で776万3,000円の歳入を予定しております。よって、伊根町としての実負担額は243万3,800円程度と見込んでおります。

また、費用対効果につきましては、国策で、法令に準拠してシステムが円滑に動作するための改修であるため、測定する性格のものではないのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） マイナンバー制度で、近所の方から、写真屋がないで写真を撮るところがあったらなとかいうようなことをちらほら聞いていたもんで、そういう質問させていただいたわけですが、先ほど町長が答弁で言われましたように、広報のほうで、写真を撮ってほしい人があれば役場のほうでも回りますよだとか、また小学生にでもわかるような説明で、5月に配られたあれではちょっと難しいんじゃないかなというように、私も見ましたけれども、小学生でも理解できるような説明をしてあげられるような、連絡があったら、してあげていただきたいというふうに思います。

また、マイナンバーの特殊詐欺というのもこれから懸念されますので、そういうことについても、また広報などで気をつけてほしいとかというものを流していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、観光についてを通告議題として、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） よろしくお願ひします。

通告書に従いまして、一般質問を行います。

京都縦貫自動車道の全面開通を受けて、伊根町への入り込み観光客数も前年比の30%アップと先ほどおっしゃってございました。伊根町としては、観光地という名のもとに、受け入れ態勢をやっぱり本年度中、ことしをターゲットとして整えるべきであったなというふうに思います。

当該町が策定した地域総合戦略に挙げる5つの基本目標の中に、観光の地域づくりとして、基盤整備を推進し、新たな「ひと」の流れを実現するための環境づくりとあります。その一つとして、伊根町初の公設民営で鳥屋地区周辺に計画されている交流館が挙げられると思います。一般公募を9月末日に終えるというふうに聞いておりましたが、町長の望む民間企業からの応募がいかほどのものであったかお聞かせ願ひたい。

さらには、予定施設には十分な駐車場が確保できていないこと、上部にある道の駅には休日になると警備員を配して交通整理や誘導を行っているが、新しい施設でその駐車場を利用するというのであれば、来客者の誘導と互いの施設の連携が極めて重要であると思います。課題は山積みであり、マネジメントが極めて重要と思いますが、その公募結果を受けての町長の見解をお聞かせください。

入り込み観光客は、舟屋を目指してこの伊根町を訪れることが多いと思われます。いわば、伊根町の玄関口であります。そのため、行政として観光に資する事業、修景の整備にかかわる事業、環境に資する事業を展開し、伊根地区での観光のポテンシャルは極めて上がったというふうに感じしております。今後が期待されるところで。

一方、他の地区においては、地区のよさや価値に着目したような観光化についての要望が全くないのか、一部の地区にはそのような要望があると私は感じていますし、観光客の滞在時間を延ばすためにも、2時間から3時間の町内の観光プランを策定できることが理想と考えます。プランは観

光会社が考えることですが、名所の整備は当該町が施策として整備し、提供することが基本と考えています。厳しい予算の中で、全てとは申しませんが、優先順位をつけて事業化することも必要だと思えます。

今後の観光整備計画として、伊根町の残りの3地区を地区ごとにどのような均衡を図っていくのか、ビジョンをお聞かせ願いたいです。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、交流施設の指定管理者候補団体の公募状況とマネジメントについてお答えをいたします。

府北部5市2町内で設備投資やまちづくり等を積極的に行う民間事業者の取り組みを支援し、府及び関係市町は黒子に徹するという京都府「海の京都」事業が平成25年度からスタートいたしました。

伊根町では、「海の京都」事業に関連して、平成25年5月に町内若手民間事業者を中心として「海の京都」伊根町実践推進会議が設立され、当該推進会議の中で、戦略拠点地区は伊根地区全般、重点整備地区を鳥屋地区とした「海の京都」伊根町マスタープランが策定されました。

交流施設は、当該マスタープランで問題となっていた一つに、伊根地区内に不足している飲食業、土産物販売業の創業、2つ目に鳥屋地区内の空き地の有効活用の2点の課題を解決するため、「海の京都」伊根町実践推進会議から要望を受け、京都府と協議を行い、伊根町が公設民営の施設として整備することとしたところでございます。

当該施設の管理・運営について、条件として、伊根町は指定管理料を指定管理者に一切支払わないこと、施設整備完了後は指定管理者として取り扱うこととし、指定管理者候補団体を平成27年6月15日から9月25日を申し込み期間として公募したところ、町内の民間事業者で組織された1団体から申し込みがございました。

この団体は、当初からかわり合いのある伊根町実践推進会議のメンバーが中心となった組織であり、私も予想していた組織でございます。その組織の申し込みを受け、副町長、各課長をメンバーとした選定委員会を開催し、選定を行ったところでございます。

当該団体が、平成28年4月に若手民間事業者3名が経営責任者となり、町内住民に広く出資を募るなど、会社設立に向けて、その挑戦とやる気により、本事例が将来的には町内起業化の増加につながる契機となるものと期待し、当該団体を指定管理者候補団体として選定したところでございます。

なお、交流施設は、レストラン・カフェ等の飲食施設、物販販売施設、祭礼船展示施設、海上タクシー、遊覧船など船の離発着場などの複合型施設でございます。

一方、道の駅舟屋の里伊根は、伊根町の核となる集客施設であり、今回整備する交流施設と内容が大きく重複することのないよう施設機能を調整してきた経緯もあり、相互に連携を密にし、相乗効果として、お互いがウイン・ウインとなることを期待しております。

また、議員ご心配していただいております交流施設等の駐車場につきましては、今、七面山下物揚場のほうを全面駐車場とするよう鋭意努力しております。それが何とかなれば、十分なものが確保できると、そのように思っております。

次に、伊根町内4地区ごとの観光まちづくりビジョンについてご答弁を申し上げます。

平成22年3月に策定いたしました伊根町のまちづくりの指針であります第5次伊根町総合計画の中で、10年後の年間交流人口を50万人に倍増することを目標とし、そのための手段の一つとして、平成17年7月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定をされました伊根浦舟屋群を核とした観光産業の育成・支援を明文化し、事業を推進、実施してきたところでございます。

ただし、まちづくりの視点として重要なことは、伊根地区を含む伊根町全域の基幹産業である農林水産業の振興と、伊根浦舟屋群を核とした観光振興を図ることであると認識しております。

伊根町には、伊根浦舟屋群以外にも新井の棚田、徐福、浦嶋神社、世界のジオパークに匹敵するカマヤ海岸等のすばらしい景観がございます。地域資源がございます。また、布引の滝までの散策道をトレッキングコースとして地域が整備、管理され、伊根町観光協会と連携して散策ツアーを公募、実施されるなど、おのおのの地域ごとで行われている地域づくり活動と連携した観光まちづく

りの取り組みが進んでおります。

ご質問にありました伊根地区、朝妻地区、本庄地区、筒川地区でのおの地区ごとに均衡を保ちながら観光を振興していくビジョンにつきましては、平成元年度に丹後リゾート構想の承認を受けたことに伴い、丹後地域に観光客が飛躍的に増大するとの予測から、本町でも平成3年3月に策定をいたしました第3次総合計画において、旧村ごとに特色ある地域づくりを基本ベースに、主要事業として、伊根地区には舟屋の里づくり、朝妻地区には不老の里づくり、本庄地区には伝説の里づくり、筒川地区には農耕の里づくりと森林浴の里づくりなど、4地区の里構想が計画され、4地区の均衡ある発展を目指すこととしてきました。そのような計画があったわけであります。

そして、伊根、本庄には、それぞれに億単位の巨額の資金を投入いたしまして、平成5年には舟屋の里公園がオープンし、平成10年には浦嶋公園がオープンするなど、観光関連施設基盤を整えてきたところでございます。

しかしながら、時既にバブルもはじけ、伊根町を訪れる観光客の動線も大きく一変し、舟屋の里公園はまだしも、浦嶋公園は巨額の赤字を出し、管理運営会社の経営不振から運営形態も大きな見直しを行ってきたところでございます。

一方、観光事業にも大きく力を入れておられます管内の地元バス会社も、経ヶ岬で営業しておりました飲食物販売施設、いわゆる経ヶ岬レストハウスでありますけれども、閉鎖を余儀なくするほど観光客の動線の変化が出てきたことはまだ記憶に新しいところでございます。

私ども、そういった反省のもと、先ほども申し上げましたように、平成22年策定の伊根町総合計画におきまして大きくかじをとり、選択と集中を基本とし、伊根地区の伊根浦舟屋群を核とする拠点づくりを進め、伊根地区以外の朝妻地区、本庄地区、筒川地区の地域づくり活動や基幹産業である農業、漁業などをグリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの施策と結びつけ、一体的に取り組みを推進することへと転換をしまいったところでございます。

確かに、伊根浦だけが観光地ではございませんが、以前のように旧村単位で同じような観光施策を立てるとするのは、これは不合理に思います。伊根、朝妻、本庄、筒川、そのおのをおのをどんな観光施策でもっていくのか、そういうものではなく、一体として伊根町をどうしていくのか、観光振興を図るのか、それが大事であろうかと思っております。それぞれの地域が持てる強みや個性、ポテンシャルを引き上げ、トータルとして伊根町の振興を図っていきたく考えております。

そうはいうものの、今、伊根町内に走っております国道は1本、178であります。大変整備が進んでまいりました。これから観光ということを考えますときに、よく私、5市2町のほうで申し上げておるのは、赤れんが、天橋立、ちりめん街道、伊根の舟屋にジオパークなどと申し上げております。それを、伊根版で申し上げますならば、178に対して、今度は町道の亀島本庄浜線、湾岸沿い、ここの整備が大事に思っております。伊根浦から棚田、徐福、新井崎を超えて、そして浦嶋神社に到達し、そしてジオパークのカマヤ海岸につないでいく、山手には風車があり、薦池大納言があり、そば屋があるという、そういう点を線でつないでいくことを考えてまいりたく思っております。

以上でございます。

○4番（松山義宗君） ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

最後に、遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について及び町内業者育成について並びにフィルムコミッションについてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

平成27年定例議会における最後の一般質問登壇者であります。町長、きょうはわかりやすく、そしてなおかつ前向きなご答弁を期待し、質問に移らせていただきたいというふうに思うわけであります。

まず1点目、遊漁等における秩序ある海面等利用の確保についてでございます。

本町の漁業は、地元の漁業を中心とする第1種漁港の泊漁港、そして第1種漁港よりも広く利用され、第3種漁港に属しないとされる伊根・新井・浦島・本庄漁港の5漁港を基地として、水産会社自営による大型定置網漁のほか、個人並びに法人による養殖、一本釣り、はえ縄漁、刺し網漁な

どが営まれています。

少し古い数値にはなりますが、平成22年度には年間の総水揚げは3,036t、京都府下で水揚げされる水産物の25%を占めていた、そういった時期もあったわけであります。

しかしながら、漁業を職業としていない人が、営利に関係なく、レジャーを目的に釣り、潜水などを行う遊漁人口や水上バイク等のマリフレジャーが、所得向上や余暇時間の増大により年々増加してきている状況であります。一部の本当にマナーの悪い方々によって、漁場や漁港利用などをめぐって漁業者や地元住民との間に摩擦が生じてきております。

平成15年の規制緩和による免許・登録が免除された全長3.33m以下のボートで、推進馬力が2馬力エンジンのいわゆるミニボートは、ボート免許を必要とせず、ボート遊びが楽しめる魅力的な海洋レクリエーションとしてミニボート等の愛好家がふえてきております。

近年、このミニボートの高性能化が進み、ミニボートでも航行区域が広がる傾向にあり、知識の欠如から、夜間無灯火で航行、定置網・刺し網等の漁具に係留、また養殖生けすに係留など、漁具の損傷などに加え、漁港や漁場において転覆、衝突、遭難などの事故への危惧から、地元漁業者の操業や航行に支障を来すなど、さまざまなトラブルが生じてきております。

漁船とプレジャーボートのすみ分けをするための禁止区域設定を検討し、実施していく時期に来ているというふうに思うわけであります。

当町においても、伊根浦公園や七面山物揚場、そして整備された大西の駐車場をはじめとする公園や漁港施設からの出船が見受けられ、舟屋に近づくなど住民生活のプライバシーの侵害によるトラブルも発生してきております。

ことしの釣りシーズンにおいても、京都府警のほうで、何度か警察のほうが行かれて指導されたということも目の当たりにもしておりますし、現に通報された方もいらっしゃいます。

また、こういった釣り客の中には、ここには記載しておりませんが、子供さんを抱える家族もあるわけがございます。その方々にとっては、この夜通し中騒がれるということは本当に耳ざわりであって、困った問題であります。その方々は、親の家へその期間中は移動されて寝泊まりをされたということも聞いております。それぐらい深刻な状況になっております。

また、こうした漁港施設においては、ロープで入れないように、スロープに入れないようにとされた、簡易なものではありますが、その場所から出船しようと思えば、そういったロープをまたいで出船することは可能であります。

このようなレジャー客の多くは、地域の漁業実態や海のルールについて把握していないケースがあり、遊漁者における漁業権の侵害も発生しており、また不特定の操縦者が船の性能を把握せずに沖合に出る等、みずからの生命を脅かす危険性も増大しております。

近隣の舞鶴市の田井自治会では、地元住民の生活に支障を来していることから、ボートの出し入れを禁止するなど対処されております。また、滋賀県では、滋賀県琵琶湖等水上安全条例により、琵琶湖で水上オートバイを操船しようとする者に対する講習を義務づけるなど安全確保に努められているわけであります。

また、本件については、平成25年6月定例議会における意見書採択や12月議会における一般質問等や決算質疑、予算質疑を通じて意見させていただいて、また昨年5月には、自民党同志の府議の皆さんのご支援、ご協力にもよって、京都府のほうで京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例も制定、そして施行もされてきております。少しずつではありますが、問題解決に向け、一步一步前進していると認識しております。

しかしながら、さらにもう一步進んでいただくべきだと、いただきたく質問させていただきます。

町有施設並びに町が管理する漁港、伊根浦舟屋群における遊漁対策及びマリフレジャー対策を講じる必要があると考えますが、町長の見解をお伺いします。

2点目であります。町内業者育成についてであります。

町内企業の育成及び地域経済の活性化を図ることは、町行政の大きな務めの一つだと考えております。

地域経済活性化のため、住宅改修等助成補助金や定住促進住宅補助金のように、住民や自治会等の団体が実施主体として事業に取り組む際の補助率や補助金の上限額を、町内に事業所を有する事

業者と町外に事業所を有する事業者を利用した場合とは補助率等を変更することや、町内事業者では請け負えないような公共工事においては、受注企業に対し、優先的に町内業者を下請人として選定するよう特記事項を付記して発注するなど、町内企業を優先させ、そして町内業者の育成、受注機会の支援を図る必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、最後でございます。フィルムコミッションについてでございます。

今、日本をはじめ、そして世界のほうに伊根町をもっともっと発信すべきだという方が多数、相談を受けたりもするわけであります。

伊根町は、町長、よく挨拶で、ないものねだりをしないと、それについてはいろいろ思うところはあるわけでありますが、今このあるまちを生かしてまちづくりを進めていくんだと、その中で、このフィルムコミッションというのは一つ大きな、重要な役割を示していくものだと思いますので、ちょっと質問させていただきます。

映画やテレビドラマ、CMなどのロケ撮影を誘致・支援し、映像化による地域のPR、イメージアップや、ロケ隊による経済効果や町民参加による地域の活性化を図るため、また正しい情報を伝えるため、フィルムコミッションを設置すべきだと考えます。

具体的には、映像制作者から町内の撮影場所の情報提供や、その他撮影に関する問い合わせについて、誠意を持って相談に応じる町内のロケ、撮影に関する誘致・支援や、町内各公共施設などを使用する場合の関係各所との許認可申請等手続やロケ受け入れ施設等との連絡調整などを支援する許認可申請手続の支援、ロケ地の下見に同行し、映像制作者が求めるロケ地の案内を行い、地域の情報を提供するロケ班同行サービス、撮影現場でのケータリングや長期ロケに対応する宿泊施設等を紹介するフードサービス、宿泊施設の紹介を行うことが考えられます。

そのためには、映像制作者からワンストップ窓口を設置し、予算面等からも積極的にロケ支援することで、本町を舞台とする映像作品による本町のPRと観光誘客、地域活性化を図れると考えます。

当町における映像制作活動の誘致及び支援を行い、ロケーション撮影が円滑に行われる環境を整えることで、地域振興及び地域経済の活性化を目的として、フィルムコミッションの設置について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、本年度大トリの濱野議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、遊漁等における秩序ある海面等利用の確保についてお答えを申し上げます。

漁業者や地域住民とレジャーで来られる釣り客とのトラブルは、以前から続いております。残念なことでございます。一部のマナーの悪い方のために、他の善良なマナーを守って来られる釣り客までが、釣りの禁止や立入禁止措置などにより被害をこうむっていると思います。

伊根町においても、特に伊根地区では養殖や小定置などが被害をこうむっており、また夜間航路上に無灯火でいるなど、危険な場面に遭遇したこともたくさん聞いております。無免許運転の方が道の真ん中にいるようなもので、船を操縦する漁業者にとっては大変怖い話でございます。

ミニボート等の釣り客は、これまさに無免許なんですね。免許がなくても、海の交通ルールには従わなければいけない。乗員や他の船に何かあった場合は、刑事処分に科せられたり、損害賠償を請求されることがありますが、免許は要らないのでありますから、当の本人は知らない方が多いのではないかなと、そう思う次第であります。

これらのことにつきましては、よい対策がないか検討を重ねておりますが、明快な対策ができていないのが現状でございます。困ったもんですね。

かつてより、プレジャーボートとのそういういざごぎは多いのでございますけれども、国のほうの方針で、こういう新たな免許もなしに航行できる制度を設けたということが甚だ疑問に思うところでございます。しかしながら、それが現状ということでございます。

漁港施設は、漁業者のための施設であり、それ以外の人は使用できないことになっております。しかしながら、漁業に支障のないような利用については、漁協や漁業者が黙認しているのが実情でございます。

漁港施設の利用に支障が出てきたり、危険な場所での釣りなどで事故が起こると、関係者以外立

入禁止などの対策をとっております。

また、漁港施設を立入禁止区域に設定しても、漁港施設以外の場所でミニボートの揚げおろしはできますので、根本的な対策にはならないと考えます。利用者へのマナーの向上を訴える対策が必要であると考えます。

しかし、看板をあちこちに立てまくるのは景観上よくないと思いますし、悩ましいところがございます。

漁業者がよく注意をする地域では、マナーの悪い人は来なくなるとも聞いております。定置網や養殖場の中での釣りは、漁業権の侵害でございますので、禁止は当たり前でございます。見かけたら、すぐに保安庁に通報を願いたいものでございます。通報をしていただきたく思います。

舞鶴市田井地区では、市道沿いの砂浜からミニボートを揚げおろししており、市道と砂浜との間に単管パイプを立て、これに漁網を張り、侵入禁止措置をとっております。

しかし、これは、地元が市に相談し、地元が設置したものでございます。設置した箇所の効果はありましたが、他の場所から揚げおろしをしており、結果的には場所が移動したということになっておるようであります。

伊根町でも、泊漁港などは、かつてからもう有刺鉄線を張られまして、侵入禁止にされております。伊根地区でも、カルビはもうロックアウトいたしました。七面山下もロックアウトしました。そういったものが、どうも伊根浦公園へ行ったり、逆に今度は大西のほうに船の揚げおろしに回っているようであります。大西の駐車場におきましては、観光客の皆さんが眺めていただいたり、トイレを使っていたり、魚釣りもされてもいいでしょう、そういうふうにして、駐車場は交通の邪魔にならないように、また地域住民の福祉の向上のために設置をしたわけでありましてけれども、その駐車場を車で囲われて、テント張ってバーベキューされておるのは私も甚だ腹が立ちます。そういうものを見たときには、すぐに駐在のほうに電話をしまして、やっとな、すぐに行ってくれと、そういうことも申し上げておるわけでございます。

また、議員おっしゃいましたとおり、京都府でも京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例、こういったものをつくりまして、この条例施行後に水上オートバイを使用している団体等に啓発パンフを配布しておるわけであります。そのように頑張っておられるところがございます。

ミニボートのみならず、釣り客のマナーが悪く、漁業者や地域住民とのトラブルがあることは明らかであります。対応を考えなくてははいけません。全国での対策を参考とし、何らかの対策を検討してまいります。例えば、ミニボート利用者には、啓発チラシを漁協または町に設置しておき、これを見てから海面等を利用するなどの仕組みができないか、また各地にあります駐車場の有料化を図る、また意に沿わないが、禁止看板や警察の警戒強化を行う、そのようなことが考えられるかと思えます。

私、土日には、あいた時間、よく伊根地区内を散策するわけでございますが、ある日、関西の釣りクラブの方が、男女の方2名が、釣りをせずに、ごみ袋と火箸を持って、七面山下から郵便局近くまでごみ拾いをされておりました。私、氏名と職責を明かしまして、なぜそんなことをされているのか聞かせていただきました。そうしますと、自分たちはここで魚釣り等々楽しませていただいとる、そういう中であって苦情も出ていることは知っている、遊漁者のマナー向上のために、みんなが見ている前でごみ掃除をさせていただくと、そのように申されておりました。私、心からお礼を申し上げた次第であります。

そういった皆さんと連携をして、協調しながら何かできないかなと、そういう方々とお話をさせてもらって、逆に、そういうマナーのいい方にはステッカーのような認定証を差し上げたり、逆にそうでない方にはみんなで見ている前で厳しい目を向ける、そういう方法はないものか考えたりいたします。

また、水上バイク等でも、私、蒲入漁港に行っておりました。そうしますと、夏場でありましたが、そこに水上バイクでやってくるんですね。四、五台の水上バイクがやってまいりました。みんなが嫌な目で見るんですね、嫌なやつがやってきたと、また水上バイク、ブンブン飛ばしながら来やがって。その水上バイクが、岸壁に着けられまして、とんとんと上がってきて、漁港めしを4つ頼むんですね。お客さんになります。そうしますと、対応がちょっと変わるんですね、やっぱり、

お客さんでありますので。そして、話をする。すると、どこから来たんやと何だと、その話をしているうちに、もう水上バイクは嫌われもんですから、何で嫌われもんだったら、こうこうこうだと、ですから帰るときはゆっくり帰ってねと、そういう話ができるんですね。そういう関係も構築していけば、何かしらヒントがあるのではないかなど。案の定、帰りはゆっくりゆっくり帰って行かれました。そういうところにもヒントがあるのではないかなどと思う次第でございます。

次に、町内業者の育成についてでございます。

町内企業の育成と地域経済の活性化を図ることは、これは重要なことであります。常に私も念頭に置いておるところでございます。

まず、本町の町内業者とはとなりますが、本町内に本店または支店がある業者を指しております。

今回のご質問は、土木建設業者について言われておるのではないかと思います。伊根町建設業協会は6社でございます。町内に本社を置くものは2社、町外は4社であります。

そうではありますが、あえて申し上げますと、この定義が正しいのかどうかという、そういう議論は別といたしまして、そういう状況でありますので、町外の4社が幾らもうけても、上がりは本社計上でありますので、伊根町の経済の活性化にはつながるものは小さいのではないかなど。いわゆる東京と地方の違いですね。もうけたものは、東京一極に、本社に集約されるというものであります。

本町では、議員が申されるとおり、町内業者の活性化を目的に、住宅改修助成補助金や定住促進住宅補助金の補助率について、町内業者と町外業者とに差を設けております。これは、補助金自体が町内業者の育成と地域経済の活性化を加味しております。そして、他の補助金は、そのような目的を付したものではありません。そうではありますが、また他の補助金の活用において、目立った町外事業者の利用は余りないように聞いております。そういうものが出来れば、それなりの指導はしてまいりたく考えております。

そこで、特記事項への記載についてでございますが、伊根町では、元請業者が町外の場合、下請業者について、できるだけ町内業者を選定するよう、担当課から口頭で要請をしております。

京都府では、京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針において、京都府内に本店を有するものから下請人を選定するよう努めることとしております。また、京都市では、京都市公契約基本条例において、市内の企業への発注や下請をするよう規定がされております。

しかしながら、いずれも努力義務でございます。近隣の市町においても、口頭での協力要請であり、伊根町と同じでございます。

特記仕様書への記載については、仕様書は契約の適正な履行を図ることを目的としているものであり、具体的には、業務や工事を適正に行わせるための資格要件や検査方法等、当該事業に必要な詳細事項が定められております。このため、契約に関する事項、下請人の選定を仕様書に記載するというようなことはなじまないものと考えております。また、明文化しても口頭により要請しても、努力義務でございますので、結果は余り変わらないように考えております。このことは、業者の皆さんも重々承知ではないかなど思っております。

何ゆえ、下請業者を選定されないのか。これ、高いからですね。安ければ選定されるわけであり。これ、競争原理であります。元請も同じで、1円でも安いところが受注をするわけであり。企業努力も必要と思っております。

そうありますから、その単純な理屈を無視して、町が町内業者の選定を強制するようなことがあれば、よしんばそれができたとしても、結果として、そうなりますと経費が高どまりになります。そして、それは元請業者と町との契約金にはね返ってくるわけでございます。

我々、行財政をつかさどる上において、限られた予算をより効果的、効率的に運用しなければいけないわけであり。また、公明正大、公平公正に行わなければいけないわけであり。そして、それに反することはしてはならないと思っております。当然、議員もそのようにお考えと思っております。

多くの事業発注を担当する地域整備課のみならず、他の部局についても、町内業者への発注及び下請業者への選定についての協力要請は徹底してまいりたいと考えております。

最後に、フィルムコミッションの設置についてお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のテレビ、ドラマ、CMなどのロケに関して、あらゆる面からサポートする、ワンストップ窓口の整備は、ロケ地の選定と情報発信、人的体制の問題、地元調整等に加えて予算措置など多くの課題がございます。特に長期化するロケについては、職員が常時張りつけで対処しなければなりません。一層の人的な体制整備を構築しなければいけないわけであります。

ちなみに、京丹後市さんがやられておりますが、専属職員が2名体制であるそうであります。したがって、本町のような小規模のまちでは、職員体制に余力がなく、今後の職員増員等の優先順位を考えますと、フィルムコミッションの設置による職員増員ということは大変厳しいものがあると考えております。

世の中には、地域振興・地域経済の活性化を図る手法というのはたくさんございます。下世話でございますけれども、ただなら何でもやりたいわけであります。しかしながら、多大な資金や人件費のかかることには、なかなか無理がございます。

今、いろんなところからいろんな話を聞かせていただくんですね。先ほども、松山議員さんのときにも申し上げましたけれども、ジオパーク、このジオパークが学術上は伊根も含まれると。学術的に言えば、何か由良川のほうまで含まれるそうであります。そのジオパークが、ユネスコが支援事業なくして本体事業に持っていく、世界遺産的なものに格上になるのではないかと、なるんだろうということになっておりますね。そういう意味合いにおいて、ジオパークに入らないか。また、宮津市さんが手を挙げておられます世界で最も美しい湾クラブというのがございます。そういったものにも一緒に参加しないかとか言われるわけですね。私たちも検討しております。でも、高いんですわ、入会が、何百万なんですね。そしてまた、私はよろしいですね、フィリピンだ、ポルトガルだいうて、皆さんがご了承いただければですよ、いただければ、そうやってそういうところに行つて何か、大変なんですね。そういうものとの兼ね合わせを考えるわけであります。

かつては、寅さん、釣りバカ日誌、それから朝ドラのええによぼ、もっと昔なら五番町夕霧楼、そんな映画のロケ地にもなりました。そして、テレビでも、地上波、BS双方とも伊根町の露出度は大変高いと思っております。しかしながら、どれも伊根町のほうからロケ地に来てちょうだいねと言った覚えは一つもないんですね。一つも頼んだものではない。世の皆さんが伊根町の魅力に目をつけられたものであります。

伊根町の世に誇れるもの、あるもの、持てるものにしっかり磨きをかけて、世界に発信してまいりたく思います。

現状では、フィルムコミッション設置の費用対効果ははかりかねますので、当面は、本町に映画やテレビドラマ、CMなどのロケに関してのオファー等相談がある場合は、従前同様に現体制の中で、観光協会等とともに連携し、できる限りの支援を行つてまいりたく考えております。また、地域経済の活性化という観点では、商工会の皆さんもご協力願えれば幸いに思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ありがとうございます。

では、1点目から再質問のほうを、まだ時間ありますので、していきたいなと思います。

町長、私も啓発看板を立てることは正直嫌いなんですよ。選挙の関係も、伊根浦については、日出地内には私どものポスターも支部のほうから張らしていただいておりますけれども、それ以外には、個人さんが張る以外にはもう張らないでくださいねというように伊根町支部では考えております。そのぐらい、観光地にそういったものが本当にふさわしいのかどうか、看板がふさわしいのかどうかも含めて、景観条例とかも含めて、ちょっとそこは考えていただかないといけないと思います。

釣り客の関係でございますけれども、町長さんがお出会いになられた方、その方、事前に私のほうに相談が多分あられた方かなと思うんです。私のブログとかフェイスブックとかをごらんになって、このままでは伊根で釣りができなくなるんじゃないかということで、ことしは伊根を中心にごみ拾い活動をして、啓発を含めてしていきたいという相談がありました。

最初、聞いたときには、釣り仲間数十人で、一個団体で伊根町にお越しになって、掃除活動をしたいということでしたが、当日、急遽来られたのは2人ということで、私のほうからも観光協会の

ほうにちょっと連絡を入れさせていただいて、そういった方が来るんで、できる限りの協力をという話をした次第であります。

中には、そうした、きちんとマナーといいますか、守れる方もいらっしゃるんですけども、正直に言いますと、ミニボート、朝の早くから出られて、漁業者にすると、朝、日が上がってくるところで、ハレーション起こして本当に見えないんですね、船が小さくて。いつ事故が起きてもおかしくないということも言われています。

漁業者そのものがもう高齢化していますので、見にくい、まぶしいということをかかり言うてますので、段階的にですね、町長、釣り客については、琵琶湖の水上バイク条例がありますけれども、伊根町で釣りをする場合には講習を義務化する、それをしてくれた方に対して、魚釣りをしてくれてもいいですよ、マナーを守れることはいいですよという形に持っていか、そういった仕組みも考えていかないと、今後ますますふえると思うんですね。

住民さんの中で、魚釣りを歓迎している方というのは、私はあんまり、選挙で歩いていても、魚釣りの方、いいわ、来てくれてありがとうと言っている住民さん、出会ったこともないんですね。考えると、住民さんにとって魚釣りの方はどうなんだろうなと。するなということを一方向的に言うことはできないでしょうけれども、漁港については、ある一定の場所については、もうできないんだと、新井漁港にも関係者以外立入禁止であったりとか、各漁港にそういった看板とかそういったの出ていますけれども、それほど皆さんそれを見て魚釣りをしていないとかいうことにはなっていないと思うんですね。

段階的に、町長、ミニボートの規制なんかを進めていくべきだと思うんですが、釣り客と、それについて町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 国のほうが、普通の一般的な小型船舶の、当然講習もあって試験があるわけですけども、ないんですね。ないのを国のほうで優先してつくられた、そういう部類のもの。

私も、ちょっと研究不足でわからないですけども、水上バイクについてはそういうのが、間々事故がたくさんあってあれなんですけれども、ミニボートのその魚釣りのお客さんですかね、そういうの講習を受けさせるというのが、国が免許を要請しないのに、おまえとかが講習してどうこう言うのかというのは、ちょっと法的にいけるのかどうか。できるものならばやりたいなど。

逆に、先ほども申しましたように、それ以前にそういうものを、法規、法令の基礎的なものを、講習じゃなくては無理だと思うんですけども、お渡しする、それを読んでもらわなければ、役場内、漁協に設置したものを読んでいかなければ、前段階として、出港してはいけませんよ、そういう方策はとれるのかなと思っております。

先ほども申し上げましたように、そういう安全講習は確かに大事だと、私はそれはもう国のほうでもらうほかないなと思いますね。我々、どこの人が来られるかわからないのに、伊根町であってもなかなか難しいところがあると思います。

そして、あとは、先ほども申しましたけれども、至るところを侵入禁止にしていくような、おろすようなことを作業できないようにしていく、力でねじ込んでいくわけですね。これが、北風と太陽みたいなもので、反発を食らって、逆にあるところへ回っていく、イタチごっこになる、なかなか解決の方法にはならないのかな。

ですから、本当に議員、いい発信をしていただきまして、そういうことでああいう方も集まってくる。やはり、どうあるべきか、どういうふうにしていったらいいのか、ちょっとそういう皆さんと話し合える場所を何かつくって、そこで何か方策を考えたいなど。やっぱり、地元住民も漁業者も、そして観光に来られる人も、そうやって釣りをされる方も、総合的にはウイン・ウインの関係ができるような、難しくはありますけれども、そういう方向をちょっと模索したいなと思います。舌足らずで申しわけない。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） なかなか、そうは言いつつも、そういった皆さんがハッピーになれるような、そういう仕組みはなかなか難しいなというふうに思っております。

また今後も、これについては、一般質問なり、ほかに京都府とか国とかにもこういったことは言

っていきたいと私どもでも思っております。

2点目の町内業者育成についてであります。協力要請を徹底していただけるということでありますので、これについては、その徹底をしていただきたいと思っております。

3点目のフィルムコミッションについてでございますが、これ名称的にフィルムコミッションと、こういうあたりの認識になるかと思うんですけれども、今、伊根町に幾つものテレビ局とか新聞社、雑誌関係、たくさんの業者が入ってこられて、おのおの取材をして帰られていって、おのおのが情報を発信、メディアに載って、それが住民の皆さんであつたりとか日本中とか世界に流れているわけです。

これが、中には、伊根町が本来、言い方は悪いんですけれども、特産品として思っていないようなものまで何か特産品だと言い張ってテレビのほうに出てしまう、こういった仕組みを集約するところがないと、もう言ったもん勝ちでどんどんあふれ返ってしまうと、せっかく伊根町というものが存在が台なしになるのではないかと、そういった意味で情報を集約化するフィルムコミッション的なものが観光協会なりどこかで持つべきなんだろうなど。

今でも、町のほうに取材が入れば、地域整備課で受ける場合、企画観光課で受ける場合、あと子育て支援であれば保健福祉課で受ける場合、おのおので受けられると。そうでなくて、やっぱり窓口は一つにさせていただく。

それで、人材がないという話がありましたけれども、地域おこし協力隊が今2人入ってこられていますね。町長、地域おこし協力隊の話をするの特攻の話になりますんで余りいいように思われないかもわかりませんが、それ用に1人を地域おこし協力隊でされるというケースも私は考えられるなというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○町長（吉本秀樹君） 濱野議員に申し上げたいんですけれども、伊根町議会は一問一答形式はとっておられないと思うんですね。そうしますので、ずっとそれに答えていきますと、これ何か慣例的に伊根町は一問一答はとっていないだけけれども、知らず知らずのうちに一問一答形式がいいんですよということになってしまうんですね。ちょっと気をつけていただきたいと思うんですね。

今のご質問でございますけれども、そういうものを言わないなんてことではなくて、先ほど申しましたように、確かに地域協力隊、それなりの職責でやっております。あいつらが暇だなどは私も思っていないわけでありまして、やはりフィルムコミッション的なそういうものを一括的にやろうと思うと、かなり専門的なものが要ると思うんですね。確かに、香港でも台湾でも来られますね。来られまして、いろんなことを向こうのほうで報道してくれますけれども、何だ、ちょんまげ結うとる人間がまだおりそんなことを言うたりやっとなりますんで、誤解も甚だしいと思ったりします。

しかしながら、やっぱりフィルムコミッションというそういうものを設置しようと思うと、やっぱり京丹後方式で、最低2名ぐらいはおって、それなりにマネジメントなりやっっていかな無理やと思ひまして、やろうと思えばね。ちょっと、その費用対効果というものはかりかねておりますので、また研究はさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問を全部終わります。

休憩いたします。4時20分まで休憩といたします。

休憩 16時05分

再開 16時18分

○議長（泉 敏夫君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第79号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第79号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第79号 監査委員の選任についてでございます。

1月13日をもって任期満了によるものでございます。坂中宗一郎委員の再任でございます。

人事案件であり、担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第79号 監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案どおり同意されました。

◎ 日程第4 発議第3号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、発議第3号 伊根町議会傍聴規則の全部改正についてを議題とします。

本案について、議会運営委員会審査報告を求めます。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ただいま議題となりました伊根町議会傍聴規則の全部改正について、委員会報告をいたします。

12月8日の本会議で委員会付託を受けた本規則について、委員会を開催して審議を進めてまいりました。

本規則の新旧対照表については、先般、事務局より配付のとおりで、時代にそぐわなくなったものを削除するものが主な内容でございまして、全員賛成で原案可決とすることが妥当という結論に達しましたので、ここにご報告いたします。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第3号 伊根町議会傍聴規則の全部改正についてを採決します。

本案に対する議会運営委員会審査報告は原案どおり可決です。委員会審査報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案については委員会審査報告のとおり可決されました。

◎ 日程第5 発議第4号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、発議第4号 北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭（小浜）ルート of 早期実現を求める要望決議についてを議題とします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） それでは、北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭（小浜）ルートの早期実現を求める要望決議について簡単に説明させていただきます。

議員各位既にご承知のとおり、本年3月に長野金沢間が延伸開業した北陸新幹線は、政府が金沢敦賀間の延伸を3年前倒しすることを決定し、平成35年春の開業に向けて整備が進められています。

そのような中、現在、敦賀以西のルートについて各地でさまざまな議論が行われており、全国新幹線鉄道整備法に基づき整備計画された北陸新幹線の公式ルートは、小浜付近を通り大阪へ向かう若狭（小浜）ルートであります。

この整備計画がつけられた昭和48年当時、舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市の議会と連携し、北陸新幹線のルートは京都府北部地域を経由するよう京都府並びに京都府議会に対し強く要望してから40年以上が経過し、今ようやく議論が加速しようとしている中で、地域が一丸となって北陸新幹線の府北部地域への誘致の実現に向けて取り組む必要があると思います。

整備新幹線は、沿線の開発効果として産業立地や観光開発等が期待されます。このことから、府北部地域の活性化を図り、府北部地域連携都市圏の取り組みをより強固なものとするため、北陸新幹線を府北部地域に誘致すべきで、さらには府北部地域には日本海側の重点港湾や海事拠点、工業団地等の国土拠点が集積している中であって、高速鉄道でネットワーク化することは必要と考えま

す。

北陸新幹線の誘致は、府北部地域の発展に向けた最後のチャンスであり、若狭（小浜）ルート为前提として、府北部都市圏はもとより、京都府域を経由する北陸新幹線ルートの早期実現について、国に要望するとともに、京都府におかれても積極的に取り組んでいただくよう要望するものでして、本決議について、議員各位のご理解をいただきますようお願いいたします。趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの決議について、本会議即決が常任委員会に付託するべきかにお諮りいたします。

（「即決」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） ただいま本会議即決との意見がありました。お諮りします。本決議について、本会議即決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、本決議は本会議即決とすることに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となっています発議第4号 北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭（小浜）ルートの早期実現を求める要望決議について、日本共産党議員団を代表しまして、反対の立場で討論に参加をいたします。

政府は、北海道新幹線の開業を2035年度から5年、北陸新幹線金沢敦賀間を25年度から3年、それぞれ前倒しをし、22年度に開業予定の九州新幹線長崎ルートも可能な限り早める方針をとっています。

この3区間の建設費は約3兆100億円に上がります。財源は、国と都道府県や市町村の負担と、JR各社が国に支払っている新幹線施設貸付料の収入などを充てる仕組みとなっています。

もともと、この貸付料収入は18兆4,054億円、12年度末現在も残っている旧国鉄の債務返済に充てるべきものであります。ところが、政府は、前倒し開業のために5,400億円が必要だとして、14年度予算で719億円だった国費を増額し、自治体の負担もふやすとともに、開業後の貸付料収入を担保にした借入金をふやすなどして賄う考えでおります。

この3区間をめぐって、国は、並行在来線の経営をJRから分離することを自治体に強要し、在来線の存廃も経営形態も曖昧なまま、多くの住民の批判や不安を無視して建設着工を認めました。

北陸新幹線の場合、並行する信越北陸本線は各県の第三セクター鉄道に移行され、大幅な本数削減や運賃値上げが計画をされています。

この北陸新幹線は、敦賀以西のルートについては、国の整備計画には、主な経過地として小浜市付近が定められているだけです。この間、関西広域連合や滋賀県、福井県、京都府、JR東海、JR西日本などの関係者が小浜ルート、湖西ルート、米原ルート、小浜・京都ルートなどを主張されています。加えて、府北部地域連携都市圏が、府北部経由ルート、舞鶴市域には入らないものを打ち出していますが、いずれも決まったものではありません。

整備新幹線は、多額の建設費がかかり、関西広域連合の小浜ルートの試算が9,700億円、京都北部経由ルートはそれ以上に長くなることから1兆円を超えると思われます。自治体負担が3分の1ですから、JR負担分を差し引き、約3,000億円、京都府や近隣市町村などがたやすく負担できるとは思えません。

また、並行する在来線の経営をJRから分離し、自治体による第三セクターが運営することが条件となっており、JR小浜線、舞鶴線、山陰本線などがこれに該当しますが、その方向性などについては検討も協議もされていません。伊根町民の利便性が高まるのか、大いに疑問を感じるころ

であります。

府北部經由ルートでは、距離80キロから90キロ、平均時速200キロで、新大阪まで25分としていますが、そうなると府内を通過しても、駅は山陰線に1つか、またゼロと想定をされます。しかも、現在、京都への利用者が多く、新大阪へは福知山から向かわれています。京都へ向かう人がわざわざ新幹線に乗って、新大阪を經由して京都へとはならないのではないのでしょうか。

意見書案には、整備新幹線には沿線の開発効果として産業立地や観光開発などが期待をされる、高速鉄道ネットワーク化が必要と記載をされています。

本市は、若狭自動車道が昨年、京都縦貫道がことし全線開通し、高速道路ネットワークが完成したばかりで、この効果ははかりようがありませんが、かつては産業立地や観光開発等が期待をされると言われていただけに、高速ネットワークの検証とあわせた検討が必要ではないのでしょうか。

いずれにせよ、建設には多額の税金と自治体負担がかかること、在来線の経営が自治体による第三セクターの運営になること、市民の利便性や地域経済の活性化につながるかどうか不明であること、府北部經由ルートは北部連携都市圏で決めただけで、府にも内容を上げていないことなど、何より関係市町村住民の意見も掌握をしないままこの決議を上げることは議会の先走りになることから、現時点では新幹線の府北部經由若狭（小浜）ルートに賛成、反対ではなしに、慎重に討論する段階にあることを申し上げまして、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、日程第5、本発議第4号に対して、賛成の立場で討論に参加いたします。

冒頭、趣旨説明にもありましたように、北陸新幹線金沢敦賀間の延伸を3年間前倒しし、平成35年春の開業を目指し、整備することが決定しました。

また、国交省鉄道局の28年度予算概算要求に敦賀以西ルートを検討するための調査費が盛り込まれ、国において、この一、二年で決定される見込みとなっております。

この敦賀以西ルートに関して、関西広域連合をはじめとした周辺自治体及びJR東海、JR西日本さんの意見がございしますが、京都府としましては、基本関西広域連合と同意見とし、ただし広域連合の結論と外部の意見の整合性についての議論が必要という意見を表明しております。

現在、政府・与党の整備新幹線建設推進プロジェクトチームは、小浜ルートを中心に検討を行うと発表し、経過地については小浜市付近と定められているのみであります。

本発議は、これに京都府北部都市圏を經由することを要望するものであり、府北部地域を一つの30万人都市とする経済生活圏の形成に取り組んでいく上で、整備新幹線がこの北部都市圏を經由することは歓迎すべき事案ではないのでしょうか。

産業立地や新たな観光開発が期待でき、若者をはじめとした働く場がふえると予測できます。我がまちとしても、まちより遠く離れた場所より、北部圏内に働く場がふえ、北部新幹線の延伸による経済効果が北部圏内に新たなビジネスチャンスと呼び込み、地域が活性化していくことは、持続可能な地域、まちづくりを推進していく上では必要不可欠な条件でもあります。

また、北部圏内の充実化はもとより、大局的な観点から見れば、舞鶴港を拠点とした周辺の日本海側の重点港湾や海事拠点、工業団地等の国土拠点が集積していることから、ここを高速ネットワーク化することは必要不可欠であると考えます。

また、近年の、舞鶴港への大型客船の寄港を鑑みれば、さらなる可能性が期待できると考えます。

これを実現することは、日本海側の国土軸の形成化にもつながり、想定外の国内の災害発生時においては、迅速な避難、移送ルートの形成にもつながり、京都府内において、市内や南部に集中する古都京都の世界的に有名で優良な観光イメージを海の京都や森の京都にも波及させることができ、府南北の格差の是正にもつながると考えます。

当町においても、この延伸ルートの実現により、さらなる交流人口をもって、まちの活性化が望めるのではないかと考えます。

北部都市圏を經由することにより、メリット・デメリットを想定する上、地元負担に関する議論や調査等、課題を乗り越えていかなければならない点もありますが、京都北部都市圏及び当町の持

続可能な地域の育成、発展のためにも、本要望決議は必要不可欠と考えます。

以上、北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭（小浜）ルート of 早期実現について、国に要望するとともに、京都府におかれても積極的に取り組んでいただくことを強く求め、同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号 北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭（小浜）ルート of 早期実現を求める要望決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程されました議案を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別のご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

この1年間を振り返りますと、新たなメンバーでスタートし、2特別委員会を設置し、議会活性化等に鋭意取り組むとともに、各常任委員会を開催し、石川県穴水町・川北町への管外視察研修を参考として、政策提言をまとめることができ、大変有意義な視察研修となりました。

吉本町長様をはじめ幹部職員の皆さん、ことしもあとわずかとなり、何かとご多忙とは存じますが、ご自愛いただきまして、町政の積極的な推進にご尽力をお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 16時42分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員